

研究倫理教育実施規程

第1条（目的）

本規程は、株式会社 Mitate Zepto Technica（以下「当社」という。）における研究活動の健全性及び信頼性を確保するため、研究倫理教育の実施体制、対象、内容、方法、受講管理、理解度確認及び改善手続について定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「研究者」とは、当社において研究予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する役員、従業員その他当社が研究活動への関与を認めた者をいう。

第3条（研究倫理教育責任者）

1. 当社は、研究倫理教育を統括する者として研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、コンプライアンス推進責任者がこれを兼ねる。
2. 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の基本方針の策定、企画、実施、改善及び受講状況の把握を統括する。
3. 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施状況及び受講状況について、少なくとも年1回、最高管理責任者に報告する。

第4条（研究倫理教育に関する審議体制）

1. 当社は、研究倫理教育の企画及び改善について審議するため、研究倫理教育責任者を中心とする会議体を設置することができる。
2. 前項の審議結果は記録し、必要に応じて研究不正防止計画の見直しに反映する。

第5条（研究倫理教育の対象）

研究倫理教育の対象は、次の各号に掲げる者とする。

1. 当社を本務とする研究者
2. 当社を本務としないが、当社の研究活動に従事する者
3. 研究支援業務に従事する者

第6条（受講義務）

前条に定める対象者は、研究倫理教育を必ず受講しなければならない。

第6条の2（誓約書等の提出）

1. 当社は、競争的研究費等の運営・管理に関わる研究活動に従事する者に対し、研究倫理

及び研究費の適正な取扱いに関する誓約書その他これに類する書面（以下「誓約書等」という。）の提出を求める。

2. 前項の誓約書等の提出を求める対象者は、競争的研究費等の申請、管理又は執行に関与する研究者、研究支援業務に従事する者その他当社が必要と認める者とする。
3. 誓約書等の提出は、競争的研究費等の申請時、研究活動の開始時又は研究体制若しくは役割に重要な変更が生じた時点等、当社が適切と判断する時期に求めるものとする。

第7条（新規従事者等への対応）

新たに研究活動に従事する者については、研究活動開始前又は開始後3か月以内に研究倫理教育を受講させるものとする。

第8条（実施頻度）

1. 研究倫理教育は、原則として3年に1回以上実施する。ただし、第7条に定める新規従事者については、当該周期にかかわらず速やかに受講させるものとする。
2. 毎事業年度において受講状況の確認及び未受講者への対応を行うものとする。
3. 法令改正、行政ガイドラインの変更、不正事案の発生その他必要と認められる場合は、臨時に実施することができる。

第9条（教育方法）

研究倫理教育は、次のいずれか又は複数の方法により実施する。

1. eラーニング
2. 講義形式による研修
3. 他機関が実施する研究倫理教育であって、当社が同等と認めたもの

第10条（受講状況の確認及び記録）

1. 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の受講状況を確認し、受講状況一覧表その他これに準ずる方法により管理する。
2. 前項の記録は作成し、真正性、見読性及び保存性を確保した方法で保存する。
3. 保存期間は、研究不正防止管理規程及び関係規程に従う。

第10条の2（理解度の把握及び活用）

1. 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施に当たり、受講者の理解度について、確認テスト、質疑応答、意見聴取その他適切な方法により把握する。
2. 理解が十分でないと判断される受講者に対しては、追加説明、再受講その他必要な措置を講じる。
3. 理解度の把握結果及び改善事項は記録し、今後の教育内容又は実施方法の改善並びに不

正防止計画の見直しに活用する。

第 11 条（未受講者への対応）

1. 研究倫理教育責任者は、やむを得ない事情により受講できなかった者に対し、再受講の機会を設ける。
2. 正当な理由なく受講しない者に対しては、研究活動への参加制限その他必要な措置を講ずることがある。

第 12 条（運用確認及び見直し）

1. 研究倫理教育責任者は、本規程の運用状況について定期的に確認する。
2. 確認結果は最高管理責任者に報告し、研究不正防止管理規程第 9 条に基づく年次確認及び見直し手続と連動させる。
3. 社会的要請、研究環境の変化、行政ガイドラインの改正又は内部監査結果等を踏まえ、最高管理責任者は見直しの要否を検討し、必要があると認める場合は、役員会等の承認を経て本規程を改定する。

附 則

本規程は、2023 年 10 月 1 日に制定し、同日より施行する。

本規程は、2026 年 2 月 26 日に改定し、同日より施行する。